

# 個人番号(マイナンバー)カードについて

社会保障・税番号制度(通称「マイナンバー制度」)の導入により、平成27年10月から住民票に記載のある方に個人番号(マイナンバー)が指定され、地方公共団体情報システム機構(総務省の関係団体)から「通知カード」「個人番号カード交付申請書」が全住民に郵送されます。

## 通知カード

通知カードには数字12桁の個人番号と基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)が記載されます。通知カードは行政手続きや個人番号カードの申請に関して必要になりますので、大切に保管してください。通知カードは平成27年10月5日以降、住民登録されている住所に送付されます。

## 個人番号カード

個人番号カードは公的な身分証明書として利用できるほか、公的個人認証(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)の機能が標準装備されます。

個人番号カードは希望者に対し交付しますので、交付を希望する方は「個人番号カード申請書」に顔写真を添付し、提出してください。地方公共団体情報システム機構へ返送することが原則となっています。

個人番号カードは平成28年1月から順次機構から町へ送付され、その後、申請された

方に町から交付の案内をしますので、案内が届いた方は役場窓口へご来庁いただき、本人確認のうえ個人番号カードを受領していただくこととなります。

**住民基本台帳カードから個人番号カードへ変わります**

マイナンバー制度の導入に伴い、現在の住民基本台帳カードの発行は平成27年12月末をもって終了となります。ただし、すでに発行された住民基本台帳カードは原則として有効期間内(発行日から10年)は引き続き有効です。

なお、住民基本台帳カードと個人番号カードを両方持つことはできませんので、個人番号カードの交付を申請された方は、個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カード交付時に住民基本台帳カードを返納していただくこととなります。

◆**問い合わせ** 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

◆**マイナンバー制度の問い合わせ** コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットを利用した納付、口座振替による納付等でも納めることができます。

指定された期限までに納付がない場合には、延滞金が課せられるだけでなく\*納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ない等保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除、猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので市区町村役場または年金事務所にご相談ください。

◆**平成27年度の免除申請は7月1日(水)から受付します。**

免除申請は「石巻年金事務所」「町民税務課」「支所町民福祉課」で受付します。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

### 〈今月の年金相談会〉

◇日時 7月8日(水) 午前10時から午後3時30分まで

◇場所 役場1階相談室

年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

◆**問い合わせ** 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

皆様のご意見をお寄せください

## パブリックコメントを実施します

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、広く町民の皆さんが意見を述べられる場を設け、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

町では、次の案件について町民皆様のご意見を募集します。

### 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)に対する意見の募集

国では、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として番号制度を導入することとし、平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」を公布しました。

これを受けて町では、番号法の規定に基づき、行政手続の簡略化、行政事務の効率化を図ることを目的に、番号法に定められている事務以外の事務においても個人番号を利用すべく、南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)を、議会の議決を経た後、平成28年1月1日から施行することを予定します。

### 意見の提出方法等

- ◆**意見を募集する期間** 7月1日(水)から7月14日(火)まで
- ◆**関係資料の公表場所** 企画課、町ホームページ
- ◆**意見の提出方法** 規定の用紙に意見提出者の氏名、住所等を明記し、担当課あてに郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。  
※電話や口頭による意見提出はできません。  
※意見提出用紙は、町ホームページからダウンロードできます。
- ◆**問い合わせ** 企画課企画情報係 ☎46-1371 FAX 46-5348  
メール plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp

## 第1回 南三陸町総合戦略推進会議の開催について

まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、町では、南三陸版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」を、平成27年内を目標に策定します。

この「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定に当たり、幅広い意見を反映し、戦略を推進させていくため、16名の委員からなる南三陸町総合戦略推進会議を設置し、以下のとおり第1回目の会議を開催いたします。

会議は公開で行います。傍聴を希望される方は開会10分前までに受付で申し込みください。

- ◇日時 7月29日(水) 午後6時30分から
- ◇会場 役場2階大会議室
- ◇内容 南三陸版人口ビジョン・総合戦略の基本方針について ほか

◆**問い合わせ** 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-1371

## 平成27年は国勢調査の年です。

平成27年は国勢調査の年です。国勢調査とは、日本に住んでいるすべての人を対象に、国が行う最も基本的な統計調査で、南三陸町に今現在、住んでいる人の実態が分かります。今回で20回目を迎える国勢調査は、初めてインターネットでの回答ができるようになりました。皆様のご協力をお願いします。



◆**問い合わせ** 企画課企画情報係 ☎46-1371